



令和5年3月23日
大臣官房運輸安全監理官

**「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施
(運輸安全マネジメント評価)に係る基本的な方針」の改正について
(「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」も併せて改訂。)**

上記方針について、直近の改正から5年以上が経過したことから、国土交通省では、運輸事業者の安全管理に対する取組の進捗状況等を踏まえ、上記方針の改正を行うこととし、令和4年12月7日付けで運輸審議会に諮問を行い、本日、同審議会より答申が出されたことを受け、同方針を定めたので公表します。

国土交通省は、上記方針に基づき、運輸安全マネジメント評価を適切に実施し、輸送の安全の確保を目指します。

なお、上記方針の改正を踏まえ、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」の改訂を行いましたので、併せて公表します。

(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/content/001707586.pdf>

お問い合わせ先

【「基本的な方針」関係】

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室 企画調整官 川田

TEL : 03-5253-8111 (内線 22-052) 直通 : 03-5253-8797

【「ガイドライン」関係】

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室 運輸安全調査官 横川、専門官 松尾

TEL : 03-5253-8111 (内線 22-061、22-059) 直通 : 03-5253-8797